

とこい洋治
県政報告

笑顔大好き

EGAO

DAISUKI

2004.10.24
VOL.19
とこい洋治後援会
〒319-0205 西茨城県岩間町神辺1745
TEL0299 (45) 6818
FAX0299 (45) 0818

ごみの減量化で、美しい環境を未来へ



▲ 常井議員は8月30日、環境商工委員会で最終処分場「エコフロンティアかさま」を現地調査しました。笠間市福田地区に建設中の現場の状況を見ると、その巨大さに驚かされます。物の豊かさを求めた末の現代人の遺物を、未来の人々はどう受け止めるのでしょうか。14年10月に着工し、17年8月に稼働の予定です。

〈概要〉①用地面積：28.63ha、埋め立て地面積：9.8ha ②埋め立て容量：約240万㎡ ③埋め立て期間：約10年間だが、各種リサイクルによって延びると予想する。④埋め立て対象廃棄物：県内の産業廃棄物、市町村の焼却灰など ⑤溶融処理施設：145t/日(高温ガス化直接溶融炉) ⑥総工費：約240億円 ⑦事業主体：財茨城県環境保全事業団

常磐道友部SAでスマートIC社会実験を実施

— 常井洋治議員の提案が実現へ —

友部SA（サービスエリア）にETC専用のインターチェンジを設置する「スマートIC社会実験」が、国によって採択されました。常井議員が県に対し、初当選以来ずっと求めてきたものです。今後も、社会実験を成功させ、皆様とともに恒久設置に向けてがんばります。

友部町及び周辺地域の皆様の利便性の向上や、同地域の活性化のために引き続きご協力をお願いいたします。なお、実験期間は、今年度末から3～6ヶ月間の予定です。

実施主体は、「友部SAスマートIC社会実験推進協議会」（国、県、友部町などで構成）です。



常井議員、次回県議会で一般質問を予定

第4回定例会は、12月1日から16日までの16日間開催されます。常井議員が一般質問をしますので、皆様に、ぜひとも傍聴をお願いします。当日申し込みできます。

◎質問予定：12月6日(月)午後2時～3時頃まで（問い合わせ：県議会事務局 TEL.029-301-5613）

一緒に創ろう！ 平成16年第3回定例県議会 を終えて

ふるさと西茨城郡 友部町 岩間町 岩瀬町 の新時代

平成16年第3回茨城県議会は、9月2日から27日までの26日間開かれました。補正予算及び条例など51議案を議決して閉会しました。常井議員は、環境商工委員会で活発な質疑を行いました。

平成16年度一般会計9月補正予算を議決

- ◎補正予算 142億6,400万円
- ◎補正後 1兆546億6,100万円

補正予算の主な事業

1. 中小企業融資資金貸付金……6,678百万円

- ①中小企業パワーアップ融資の融資枠の拡大
 - ・ 当初280億円→補正後310億円（融資枠30億円増）
- ②年末融資の融資枠の拡大
 - ・ 当初40億円→補正後240億円（融資枠200億円増）

2. いばらき就業支援センター設置事業……23百万円

- ・ 急増する相談業務への対応や求人情報の開拓のため、キャリアカウンセラーを2名（水戸）、求人開拓員を6名（水戸2名など）増員する。……（国の緊急雇用創出基金を活用）〈同センター：TEL 029-300-1916〉

3. 公共事業の追加……5,691百万円

- ・ 国庫補助公共事業の追加……4,861百万円
- ・ 県単独公共事業の追加…… 830百万円

4. ご近所の底力再生事業費補助……5百万円

- ・ 地域に根ざしたコミュニティ活動を行う151団体に助成金（1団体当たり10万円以内）交付を決定した。

県議会トピックス

I 知事答弁（要旨）

1. 「17年4月1日以降に合併申請を行う市町村（新法による合併）には、県の現行の財政優遇措置を継続することは困難である。」

- ① 現在、現行の合併特例法により17年3月31日までに合併した市町村（同法の1年延長により、同日までに合併申請をして1年後の18年3月31日までに合併した市町村を含む。）については、国では、合併特例債などの財政優遇措置をしています。県でも、新市町村づくり支援事業として10億円を限度に県事業を実施したり、合併特例交付金（3市町村合併の場合7.5億円）などの財政優遇措置を行っています。
- ② 上記新法による合併では、国においても合併特例債などの財政優遇措置は、廃止されます。
- ③ 県は、現行法の期限内（17年3月31日まで）の合併に取り組んできた市町村との信頼関係を理由として、今回の判断をしたものです。

現在、笠間市、友部町、岩間町は、新設合併（対等合併）を目指した協議の再開に努力することで合意しています。しかし、17年（来年）3月31日までに、県知事へ合併申請（合併協定の調印、市町村議会議決後に申請）できない場合には、国の合併特例債等とはより、県の財政支援も受けられないこととなります。

（合併特例債：新市建設計画に基づく事業費の95%に合併特例債を充当して、その元利償還金の70%を普通交付税で措置する。（新市の実負担は、33.5%になる。）この3市町で合併すると、10年間で約340億円の合併特例債が認められることとなります。）

2. 「茨城方式の少人数指導について、17年度以降の継続を検討していく。」

- ・ 小学校1・2年生のティーム・ティーチング（T・T）配置事業などの少人数指導は、国の緊急地域雇用創出特別交付金を財源（約11億円）としているが、同交付金は、16年度限りで廃止されることになっています。

II 意見書（県議会が国へ提出します。）

ベットのPET検査普及のための放射性医薬品の供給方法に関する意見書

- ・ 県立中央病院に、がん発見に有効なPET検査（陽電子放射断層撮影装置検査）を導入することは、常井議員が根気強く主張してきた結果、18年度に検査開始の予定になっています。（もっと早める努力をしています。）

検査には、カメラとともにFDG薬剤が必要とされます。今回の意見書は、FDG薬剤を、製薬会社からの供給だけでなく、他の医療機関で製造されたFDG薬剤でも使用できるような薬事法の見直し等を国に求めるものです。

（同病院で、自前で製造する場合には、多額の経費がかかるため、PET導入の支障要因になっています。）



▲幼稚園の運動会で、園児に「みんなで日本を良い国にしようね。」と語りかける常井議員。



環境商工委員会での質疑（要約）

H16.9.14

1. 「心臓突然死」を救え！ AED（自動体外式除細動器）の 設置、普及で救命率の向上を図る べきだ。

常井委員 国内で年間約4万人、毎日約100人が「心臓突然死」で亡くなっている現状にある。いわゆる心室細動が原因として多いと言われている。最近、その細動を取り除く携帯型のAEDの使用が一般人にも認められた。このAEDを人が多く集まる場所に設置して、救命率を上げるべきだ。また、県民向けにAEDの使い方、心臓マッサージ、人工呼吸の講習会を開催して、県民がお互いの命を助け合う社会づくりを目指すべきだ。

鈴木利正消防防災課長 AED導入の効果は大きいと認識しているが、県関係では、鹿島サッカースタジアムに2台（1台約80万円）あるだけで、県内の全体の設置台数は把握していない。

AEDを全ての救急車に整備を促進するとともに、一般県民に対し、AEDの使用を含めた心肺蘇生処置の普及啓発に積極的に取り組んでいきたい。

また、AEDを公共施設、駅、デパート、運動施設など人の集まる施設に設置するのが望ましいので、配置すべき施設を検討し、県の施設を含め、管理者に設置を要請したい。

（※参考：心室細動で倒れてから5分で除細動を行えば約半分救命でき、10分後では、殆んど助からないと言われる。救急車の平均到着時間は、6分という状況にあるため、救命率は低い。携帯用のAEDは、音声指示型なので操作は容易であり、救命効果は大きい。各施設へはもとより、家庭への普及まで望みたい。）

2. ペットボトルの処理費用は、メーカー負担にすべきだ。 ビールのペットボトルは、ごみの 減量化に逆行する。

常井委員 容器包装リサイクル法によるリサイクルの仕組みで、ペットボトルの処理費用負担は、市町村（友部町、岩間町、岩瀬町とも分別収集を実施している。）が、1キログラム当たり平均153円、飲料メーカーなど事業者は48円となっており、回収に熱心な自治体ほど負担が大きくなっている。多額の税金が投入されているのは問題だ。

ごみの減量化という原点に帰り、処理費用は、容器を作り出すメーカーの（全額）負担の仕組みに変えるべきだ。

最近、ペットボトル入りビールが発売されようとしているが、とんでもない話で、心配している。

本県は、ビン容器の使用などで、省エネ型のリサイクルシステムを構築していくべきと考えるが、現行の仕組みの見直しに、国に対してどういうスタンスでものを言ってい

くのか。

福地伸廃棄物対策課長 ペットボトルのリサイクル率が上がるほど市町村の負担が増大し、財政を圧迫している。そのことから最近では、指定法人を通さず、業者に直接売り渡したり、ごみの有料化に取り組む市町村もでてきている。

市町村からの要望を踏まえ、市町村が処理責任を担うという従来の考え方を改め、事業者者に一定の役割を担わせる必要があると考える。

県は、資源循環推進事業により、地域内循環リサイクルシステムを構築していく。また、国の審議会の議論を見据えながら生産者責任の徹底と市町村の負担軽減を国に働きかけていく。

3. 総合流通センターの整備手法の 変更で着工は早まるのか。 土地提供者や、地元住民に説明 すべきだ。

常井委員 事業手法を「流通業務団地造成事業」から「一般宅地造成事業」に変更し、都市計画を変更するということだが、具体的に何がかわるのか。着工は早まるのか。土地提供者や、地元住民にも説明をすべきだ。

手法を変えても、現実には成果が上がらなければ意味がない。県は、今までの姿勢をどう変えていくつもりなのか。

川尻実企業誘致推進室長 現計画では、単純な卸売業、運輸業、倉庫業などの流通業務施設のための立地に限定されていたが、この変更により、流通加工施設などの誘致も可能となり、物流業界の構造変化に対応できることになる。また、ETCインターが恒久化すれば企業のニーズが高まることも考慮した。

今後も、進出企業が見つかり、分譲の見込みが立った段階で造成するという県の方針に変更はない。

地元の皆様には、10月上旬に長兎路、柏井地区で説明会を開催する予定である。

今後は、所管が当室に変わったことを契機に、これまで働きかけていなかった分野を重点的に、企業誘致の東京本部、大阪本部と連携しながら誘致していきたい。

※友部SAでETCインターの社会実験が行われます。

友部SAスマートICレイアウト



■その他、中小企業への融資施策及び国で検討している県信用保証協会の部分保証導入への県の考え方を質しました。

次回県議選は「現行選挙区」で実施!!

—常井議員は「新選挙区」を主張—

県議選の選挙区については、公職選挙法で「郡・市の区域による」とされていますが、合併特例法に基づく県条例を制定すれば、次期一般選挙は、現行の選挙区（従来どおり）で実施することが可能です。

この定例会で、県議会の最大会派などから、2006年（平成18年）12月執行予定の一般選挙及びその任期中（2010年（平成22年）12月まで）の補欠選挙は、「現行どおりの選挙区」で実施する旨の条例案が提案され、議決されました。

同条例には、付則で、今後の市町村合併の進捗や17年10月に実施される国勢調査の状況を勘案して、「必要があると認めるとき」には、選挙区及びその選挙区で選挙すべき議員数を見直すとしています。しかし、何の確約もありません。

常井洋治議員は、政党には無所属ですが、民主清新クラブとして統一会派を組んでおり、公明党の会派とともに、次回の一般選挙は、合併後の新市単位の「新選挙区」で実施する旨の対案の条例案を共同で提案しましたが、否決されました。

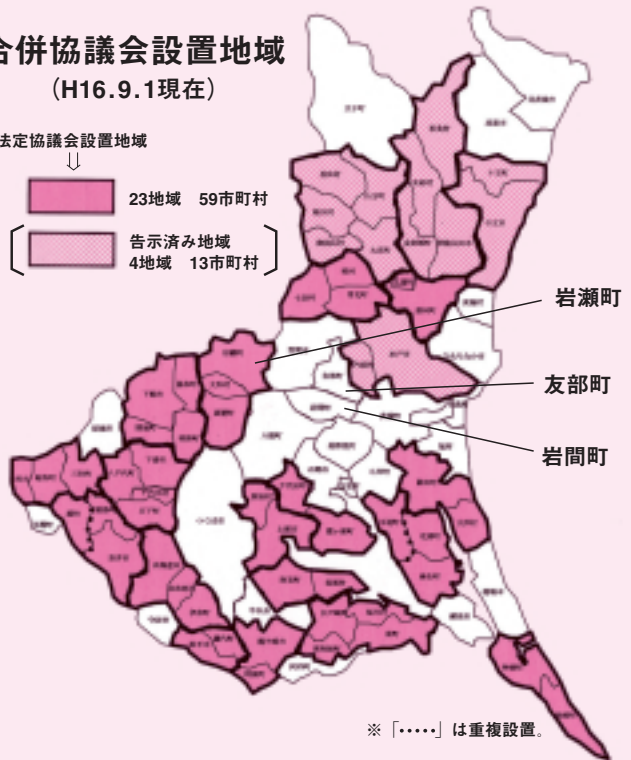
その条例案の提案の論拠は、次のとおりです。

- ① 上記の公選法の原則により、新市の区域の選挙区とすべきである。
- ② 現在7割を超える市町村（59市町村）で合併協議会が設置済で次の一般選挙までには、相当の合併実現が見込める。
- ③ 国勢調査の人口速報値は、17年12月に発表される。これを基に18年12月の県議選の定数格差等を見直すべきである。
- ④ 議決された特例条例では、新市の住民が、新市の区域から選出される県議に投票できなくなり、不合理である。それにより、投票率の低下が予想される。

合併協議会設置地域 (H16.9.1現在)

法定協議会設置地域

- 23地域 59市町村
- 告示済み地域 4地域 13市町村



※「.....」は重複設置。

※岩瀬町の町民は、「桜川市」の市民となったあとも、市選挙区の県議を選出できない（旧西茨城郡選挙区で投票することになる。）内原町など同様の事例が生じる。

- ⑤ 議決された条例の付則の「必要があると認めるとき」とは、誰がどのような状態で認めるのか不明確である。
- ⑥ 合併を推進してきた住民（県民）の労苦に報い、新生市の発展にかける期待に応えるためにも、**県民に分かりやすい「新選挙区」**を選択すべきである。



◀第55回県消防ポンプ操法競技大会西茨城地区大会（若松善信実行委員長）が、県消防学校で開催され、常井議員は最後まで応援した。「うちのお父さんは、猛暑の中、毎朝3時に起きて練習したんだ」と、家族は地元後援会の人たちと熱心に応援した。こういう心が、頼りになる消防団の活躍を支えている。岩間町（第4分団）が優勝した。（16年9月）



燃える郷土愛。全力投球!!

皆様には、私、常井洋治の県議会活動に対し、常日頃から、熱いご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

今、茨城県議会では、地方分権の中での県議会の重要な役割に鑑み、県議会活動の充実・強化に向けて検討を進めています。その中で、毎月定例的に常任委員会を開催したり、県の長期総合計画策定への関与などを打ち出しました。個々の議員も、政策提案・立案の能力がこれまで以上に求められ、資質を問われることとなります。私も、なお一層の努力をしまいにいます。

さて、この度の市町村合併に伴う選挙区の問題については、私は、上記のとおり、合併後の新市の区域を基本とする「新選挙区」での実施を主張しました。議員活動の基本は、選挙区の皆様の声を県政に反映する代議員としての役割にあります。また、

新市の住民には、新市を代表する県議を選ぶ権利があるはずで、特例で「現行選挙区」を選択することは、極めて不合理だと思うからです。

確かに、長く馴じんだ選挙区が変更することは、現職の議員として辛い事ですが、私は、勇気をもって正論を主張しました。

しかしながら、結果的には、「従来どおり」の岩瀬町を含む西茨城郡選挙区で次回の選挙を実施することになりました。皆様にも、私の主張と経緯をご理解頂き、今後とも、引き続き、ご支援をお願いいたします。

私、常井洋治は、これからも皆様の御用聞きに徹してまいります。



茨城県議会議員 常井洋治